

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年3月30日	
【会社名】	日本ラッド株式会社	
【英訳名】	Nippon RAD Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 大塚 隆一	
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	
【電話番号】	03(5574)7800(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 佐々木 啓雄	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号	
【電話番号】	03(5574)7800(代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理財務部長 佐々木 啓雄	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	1,102,732,380円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,004,310株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

注1 上記の株式発行数は、平成30年3月30日（金）開催の当社取締役会において決議された、第三者割当による新規株式発行に係る募集株式数850,000株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数154,310株の合計であります。（以下、「本第三者割当増資」といいます。）。

2 本有価証券届出書の対象とした募集のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### （1）【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新規発行	850,000株	933,300,000	466,650,000
	自己株式の処分	154,310株	169,432,380	-
一般募集		-	-	-
計（総発行株式）		1,004,310株	1,102,732,380	466,650,000

注1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は466,650,000円であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

##### （2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,098	549	100株	平成30年4月27日（金）	-	平成30年4月27日（金）

注1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、下記(3)申込取扱場所に申込むものとし、払込期日に下記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4 払込期日までに、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないうこととなります。

##### （3）【申込取扱場所】

店名	所在地
日本ラッド株式会社 管理本部	東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友信託銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,102,732,380	3,000,000	1,099,732,380

注1 払込金額の総額（発行価額の総額）、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行及び自己株式処分によるものであり、発行諸費用の概算額とは第三者割当による新株式発行及び自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、弁護士報酬等です。

## (2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と割当予定先であるAdvantech Co., Ltd.（以下「アドバンテック社」）との間で、インダストリアルIoT（工場・製造現場向けIoT（注1）、以下「IIOT」）分野でアドバンテック社のハードウェア及び「WISE-PaaS」（注2）と、当社のIoTプラットフォーム（注3）「Konekti™」を中核としたソフトウェア開発及びシステムインテグレーター（個別のサブシステムを集めて1つにまとめ上げ、それぞれの機能が正しく働くように完成させる「システムインテグレーション（利用目的に合わせて、多種多様なハードウェア・ソフトウェア・メディア・通信ネットワークなどのなかから最適のものを選択し、組み合わせ、コンピューター・システムを構築すること。）」を行なう企業をさす。）としてのノウハウを組み合わせる新たな付加価値を創造していくことが両社にとって最も市場での優先性を確立できると判断し、その実現に向けて協業関係をより深めるための資本・業務提携を行うために、同社と同社の100%子会社であるAdvantech Corporate Investment Co., Ltd.（以下「ACI社」）に対して株式を割り当てるものです。

上記の差引手取概算額につきましては、下記のとおり充当することを予定しております。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
当社の国内におけるIIOT事業展開費用 M&A及び資本・業務提携	1,099,732,380	平成31年3月期～平成33年3月期

注 調達資金を実際に支出するまでは、当社銀行預金口座にて管理を行う予定であります。

上記の差引手取概算額1,099百万円は、今般の資本・業務提携を推進するにあたり、主に当社の国内におけるIIOT事業展開を拡大するために必要な人材と技術を調達する手段としてのM&A等に必要な資金として充当します。

現在、具体的な案件はございませんが、このM&A等にて想定しているターゲット企業としては、各メーカー企業等からのシステム開発受注を業務とするシステム開発会社、IIOTの接続基盤としてのプラットフォーム（オペレーティングシステムやハードウェア）やサービス提供において独自技術・製品を開発・製造・販売する企業、IIOTサービスの導入提案に長けたコンサルタントが在籍する企業等を想定しており、特にIIOT分野において、製造工場が多く存在する地域（特に大阪、名古屋、九州）の10～50人規模で、当社との相乗効果が見込める会社であれば、買収規模の大小に関わらず、複数社とのM&A及び資本・業務提携を検討いたします。目安金額としては、売上高200百万円程度から1,000百万円程度で会社株式の過半数以上を取得する想定であり、合計で売上高規模が1,000百万円程度となる会社をターゲットと致します。

今後、具体的なM&A等の候補先が出た際には、候補会社の企業価値算定を通じた取得交渉を進め、案件が決定した際には、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

なお、具体化したM&A等に必要な資金が上記の差引手取概算額を上回る場合には、手元資金や金融機関等からの借入れにより別途資金を調達して充当する予定です。

M&A等に必要な資金が上記の差引手取概算額を下回る場合及びM&A等が実施されない場合には、代替資金使途として、運転資金に充当する予定であります。

- (注1) 「IoT」とは、Internet on Things - モノのインターネット、いろんなモノが通信機能を持ち、ネットワークへの接続化すること。
- (注2) 「WISE-PaaS」とは、アドバンテック社が推進するIoTプラットフォーム体系をさす。
- (注3) 「IoTプラットフォーム」とは、Internet on Things - モノのインターネット、いろんなモノが通信機能を持ち、ネットワークへの接続化するためのオペレーティングシステムやハードウェアをさす。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### (1) 新規発行の割当予定先の概要

a 割当予定先の概要	名称	Advantech Co., Ltd.	
	本店の所在地	No.1, Alley 20, Lane 26, Rueiguang Road, Neihu District, Taipei 11491, Taiwan, R.O.C.	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	古澤隆秋氏 アドバンテック株式会社 インダストリアルIoTグループ ディレクター 大阪府大阪市中央区南船場1-10-20	
	代表者の役職及び氏名	Ko-Chen Liu, Chairman	
	資本金	6,972,825千台湾ドル	
	事業内容	産業用コンピュータ及び周辺機器の製品の開発・製造・販売、産業用のオペレーティングシステムやハードウェアといったコンピューティングプラットフォームの開発・製造・販売、産業用通信制御製品の開発・製造・販売、IoTプラットフォーム(Internet on Things - モノのインターネット、いろんなモノが通信機能を持ち、ネットワークへの接続化するためのオペレーティングシステムやハードウェア)の開発・製造・販売他	
	主たる出資者及び出資比率	ASUSTEK COMPUTER Inc. 14.45% K and M Investment Co., Ltd. 11.90% AIDC Investment Co., Ltd. 11.79% K.C.Liu 3.68% HSBC commissioned to manage Yuan-Wang Partner Fund Limited Partnership account 3.38%	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は、主に当該会社商品の仕入れと、当社開発ソフトウェアの販売においての関係性を有しております。	

注 提出者と割当予定先との関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

## (2) 自己株式の処分の割当予定先の概要

a 割当予定先の概要	名称	Advantech Corporate Investment Co., Ltd.	
	本店の所在地	No.1 Alley 20, Lane 26, Rueiguang Road Neihu District, Taipei, Taiwan 114, R.O.C.	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当なし	
	代表者の役職及び氏名	Ko-Chen Liu, Chairman	
	資本金	1,500,000千台湾ドル	
	事業内容	投資事業	
	主たる出資者及び出資比率	Advantech Co., Ltd 100%	
b 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

注 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

## c 割当予定先の選定理由

当社は「IT分野における顧客企業のホームドクター」をモットーに、昭和46年の創立以来一貫して、システムインテグレーターとして顧客からのシステム開発受託、システムコンサルティング、ハードウェアとソフトウェアを組み込んだソリューション提供を中心とした先端技術の導入と事業の多角化を図ってまいりました。システム開発受託については引き続き順調に推移しているものの、消防・警察向けの特殊車両向け端末開発やクラウド・データセンター事業（自社設備でのクラウドサービス提供及びお客様サーバーの預かり運用サービス提供）といった既存事業の伸び悩み、収益性の悪化といった要因もあり、IoTや人工知能技術活用領域などのより市場競争力の高い事業分野への集中と選択の必要性が高まってきたことから、抜本的な事業構造改革として、目黒において運用していたクラウド・データセンター事業（自社設備でのクラウドサービス提供及びお客様サーバーの預かり運用サービス提供）を始めとする不採算事業の撤退・整理を行う一方で、安定的に拡大基調であるシステムインテグレーション事業領域に匹敵する新たな主軸事業の選定・構築を最重要経営課題として検討してまいりました。

今期において不採算事業の整理が一巡し、当社の保有する技術資源・人材との親和性が高く未だ成長過程にあると考えられるIoT・AI（Artificial Intelligence - 機械学習・人工知能）分野を主軸とした事業展開への方向性を確立していく中で、当社に合った市場の選定及び収益基盤の構築と、企業成長のために必要な相互補完的なパートナーシップの構築を検討・推進する必要があると判断し、最大の経営課題として資本・業務双方の観点からの関係性構築を、特に資本提携の場合の規模及び引受先の選定について慎重に検討を進めてまいりました。

今回資本・業務提携の対象となるアドバンテック社は昭和56年創業、台湾証券取引所上場の世界23か国、94都市に拠点を構える、産業用コンピュータ及び周辺機器の製品の開発・製造・販売、産業用のオペレーティングシステムやハードウェアといったコンピューティングプラットフォームの開発・製造・販売、産業用通信制御製品の開発・製造・販売、IoTプラットフォームの開発・製造・販売等の事業展開をしております。

当社は昨年度よりIoT事業に於いて、今までは工場内の機材やライン・施設内で完結していたセンサー等の情報を、全て「コネクテッド（接続された状態）」にすることで効率的な稼働を実現可能とする工場環境と言われるスマートファクトリー化（注）を推進したいという顧客からの要望に対応するため、これまで当社が培ってきたハードウェアとソフトウェアのインテグレーション（複数の異なる要素を組み合わせることで一つにしたり、一体として機能するように調整すること）のノウハウを活かし、IoT導入に必要な入口となるセンサーやデータ送信機等のハードウェアの選定・開発から大量のデータ取得が可能なクラウドプラットフォームの選定及び収集したデータを解析・可視化して活用するアプリケーション開発、さらにはネットワーク設置、デバイスとの通信検証等の現地調整作業まで、お客様のIoT導入に必要なすべてを支援することが可能なサービス体系を「ラッド流IoT」と定めて、独自IoTプラットフォーム「Konekti™」を中核としてIoT分野の事業展開とブランド化を進めてまいりました。

これまで、当社とアドバンテック社の関係は、当社がアドバンテック社から製品機器等の仕入れを行ってきた実績はあったものの、この時点において提携実績はありませんでした。当社はIoT事業を推進するために、IoT

関連の展示会へ出展して顧客に対して当社「ラッド流IoT」をアピールしながら、国内工場に向けて既存設備を活用しつつスマートファクトリー化を進めることで既存及び新規工場の生産管理効率を向上させる提案活動をしてまいりましたところ、提案先の工場におけるハードウェア機器がアドバンテック社製の産業用パソコン、ネットワーク機器が導入されており、工場の生産管理効率を向上させるために必要なデータをネットワーク上へ送信してデータの可視化を実現して分析することを可能とするため、アドバンテック社の製品から収集したデータを当社のIoTプラットフォームへ受け渡しをしたことをきっかけに、同社日本法人のIIoTグループと協働する機会を得ました。さらに、複数の工場に対して両社の持つソリューションを組み合わせた共同提案を行う機会が増えたことにより、相互の利点、製品の特徴と相互補完性に対する理解が次第に深まりました。

両社における更なる共同展開を模索し始めるなか、平成29年8月17日に両社の共同プレスリリースとしてIIoT分野における協業としてアドバンテック社がグローバルに推進するIoTソリューション体系である「WISE-PaaS」と当社のIoTプラットフォームである「Konekti™」を組み合わせ販売することを任意開示として両社のホームページ上で発表、以降半年間は工場向け新規提案を共同で推進していく中で、主力事業基盤の再構築をIIoT分野で行っていきたい当社のニーズと、アドバンテック社が提唱しグローバルに推進する「Co-Creation（共創）」関係を通じた日本国内でのスマートファクトリー化における新規市場を開拓していくニーズが合致することをお互いに確認致しました。

今年に入り両社の意向として資本・業務提携に向けて構築方針の検討を開始し、IIoT分野でアドバンテック社のハードウェア及び「WISE-PaaS」と、当社のIoTプラットフォーム「Konekti™」を中核としたソフトウェア開発及びシステムインテグレーターとしてのノウハウを組み合わせ新たな付加価値を創造していくことが両社にとって最も市場での優先性を確立できると判断したため、当社の今期中の成立を目指して両社において資本・業務提携の内容について具体的な検討をしてまいりました。

今般、平成30年3月30日付で資本・業務提携契約を締結しました。同契約において当社は、アドバンテック社が推進するIoTプラットフォーム体系である「WISE-PaaS」のセンサーデバイス製品群、組込型のプラットフォーム製品群等すべての品揃えの取扱いが可能となるだけでなく、すでにアドバンテック社内において、「WISE-PaaS」に関連する技術支援、技術情報・運用知識の収集・整理・提供の集約をサポートする拠点として設置しているコンピューターセンターを日本国内にも設置し、その運用を展開することとなります。同時にアドバンテック社グループからのエクイティ・ファナンスによる資金調達を実行し、経営基盤を強化して人的資源・研究開発及び製造販売の強化を図り、企業価値を向上させることが株主の利益に資すると判断し、当社の経営状況と市況を総合的に鑑み、本第三者割当増資を実施した場合の希薄化懸念を上回るメリットを創出しうる相手として、アドバンテック社に新規株式割り当て、その100%子会社であるACI社に当社の自己株式の割り当てを選定致しました。ACI社については、アドバンテック社の100%子会社として主に外国株投資を扱う会社であり、両社協議の中で同社に対する自己株式の割り当てを含めて、アドバンテックグループでの保有を決定いたしました。

（注）「スマートファクトリー化」とは、今までは工場内の機材やライン・施設内で完結していたセンサー等の情報を、全て「コネクテッド（接続された状態）」にすることで効率的な稼働を実現可能とする工場環境をさす。

#### d 割り当てようとする株式の数

Advantech Co., Ltd.	当社普通株式	850,000株
Advantech Corporate Investment Co., Ltd.	当社普通株式	154,310株

#### e 株券等の保有方針

割当予定先からは、当社との関係強化を目的とした投資であり、長期保有する方針である旨を口頭により確認しております。

なお、当社は、割当予定先であるアドバンテック社及びACI社から、払込期日から2年以内に本第三者割当増資により取得した当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価額、譲渡の理由、譲渡の方法等所定の内容を書面に記載のうえ当社に報告し、当該報告に基づく報告を当社が株式会社東京証券取引所に行い、当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、確約書を取得する予定であります。

#### f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるアドバンテック社がデロイト トウシュ トーマツ会計監査法人の会計監査を受けた Consolidated Financial Statements for the Nine Months Ended September 30, 2017 and 2016 and Independent Auditors' Review Report（平成29年9月30日現在）に記載された貸借対照表の現預金を確認したところ、十分な現預金を有していること、また、同社の財務担当者からは、本株式に係る払込みに要する資金を現預金にて確保している旨、口頭で説明を受けております。さらに、平成30年2月28日現在の預金残高を銀行預金通帳にて確認しており、当社としてかかる払込みに関して確実性があるものと判断致しました。

また、A C I社につきましても、同社の財務担当者から本株式に係る払込みに要する資金を現預金にて確保している旨、口頭で説明を受けておりますことに加えて、平成30年2月28日現在の預金残高を銀行預金通帳にて確認しており、当社としてかかる払込みに関して確実性があるものと判断致しました。

#### g 割当予定先の実態

割当予定先であるアドバンテック社及びA C I社につきましては、当社にて過去の新聞記事、インターネット等のメディア掲載情報を検索して確認するとともに、割当予定先へのヒヤリングした結果、割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下、「暴力団等」といいます。)である事実、暴力団等が割当予定先の経営に関与している事実、割当予定先が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び意図して暴力団等と交流を持っている事実を有していないことを確認しております。これに加えて、第三者機関であるリアル・レピュテーション・リサーチ株式会社(住所:東京都港区麻布十番一丁目2番3号 代表取締役:水田旭)に調査を依頼し、同社から割当予定先、割当予定先の役員及び主要株主が暴力団等に関与している事実がない旨の調査報告書を受領しております。また調査方法について確認したところ、同社が保有する公知情報データベースによる情報や独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。以上により、当社では、割当予定先2社及びその役員並びに主要株主が反社会勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

発行価格に関しましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成30年3月29日)までの株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の1ヶ月間(平成30年3月1日から平成30年3月29日まで)における終値の単純平均値である1,098円(円未満切捨て)とすることと致しました。

本第三者割当増資の発行価額の算定方法につきまして、取締役会決議日の直前営業日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値を採用した理由としましては、特定の一時点を基準にするよりも一定期間の平均株価という平準化された値を採用した方が、一時的な株価変動の影響の特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断したためです。

また、算定期間を直近1ヶ月の期間としましたのは、当社は平成30年2月5日に「平成30年3月期第3四半期決算短信[日本基準](非連結)」において、平成30年3月期第3四半期の個別業績を公表したため、同日以降に株式市場で形成された株価がより当社の直近の経営成績及び財政状況を反映していると考え、割当先と協議のうえ、決定致しました。

なお、当該発行価額は、株式会社東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における本第三者割当増資に係る取締役会決議の直前取引日の終値1,073円に対して2.3%のプレミアム、当該直前取引日までの3ヶ月間の終値平均1,144円に対して4.0%のディスカウント、当該直前取引日までの6ヶ月間の終値平均1,150円に対し4.5%のディスカウントであります。

上記払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に照らしても、特に有利な払込金額には当たらないと判断致しました。なお、当社監査役4名全員から、当社取締役会において、本株式の払込金額は上記「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、上記の判断に異議がない旨の意見を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により、割当予定先であるアドバンテック社及びA C I社に対して割り当てる株式数1,004,310株(議決権10,043個)は、発行済株式数(4,505,390株、平成30年2月28日現在)に占める割合が22.29%(株式発行前の総議決権数42,803個に占める割合は23.46%)となり、既存株式に対して希薄化が生じます。しかしながら、本第三者割当増資は、アドバンテック社との資本・業務提携の一環として行うものであり、本業務提携によって、当社の成長性、収益性の向上が期待できることから、今後の業績向上が見込めるとともに、当社の企業価値の向上につながるものと考えております。このような観点から、株式発行及び自己株式処分の数量並びに株式の希薄化の規模は妥当であると判断いたしました。なお、当社は自己株式を保有していることから、割り当てる株式1,004,310株のうち、154,310株を保有する自己株式を処分することとし、既存株主が保有する株式の希薄化に配慮しております。

**4【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

**5【第三者割当後の大株主の状況】**

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
大塚 隆一	東京都多摩市	932,520	21.79	932,520	17.64
Advantech Co., Ltd.	No. 1, Alley 20, Lane 26, Rueiguang Road, Neihu District, Taipei 11491, Taiwan, R.O.C.	-	-	850,000	16.08
有限会社モールネット	東京都多摩市桜ヶ丘4-17-1	288,000	6.73	288,000	5.45
株式会社SBI証券	東京都港六本木1-6-1	278,300	6.50	278,300	5.27
株式会社アイテック	東京都新宿区二十騎町2-2	200,000	4.67	200,000	3.78
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2- 10	166,100	3.88	166,100	3.14
Advantech Corporate Investment Co., Ltd.	No.1 Alley 20, Lane 26, RueiguangRoad Neihu District, Taipei, Taiwan 114, R.O.C.	-	-	154,310	2.92
小中 景子	東京都調布市	92,500	2.16	92,500	1.75
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	77,200	1.80	77,200	1.46
日本ラッド従業員持株会	東京都港区虎ノ門2-2-5	76,800	1.79	76,800	1.45
計	-	2,111,420	49.32	3,115,730	58.94

注) 1 所有株式数及び議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を平成29年9月30日現在の総議決権数に本第三者割当増資により増加する議決権数を加えた数で除して算出した割合であります。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第46期）及び四半期報告書（第47期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）現在においてその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第46期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年3月30日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年6月23日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年6月23日開催の当社第46回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額21,407,620円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役4名選任の件

大塚隆一、須澤通雅、武田邦彦、池貝庄司を取締役に選任する。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	24,321	78	-	(注)1	可決 99.68%
第2号議案			-	(注)2	
大塚 隆一	24,364	93	-		可決 99.62%
須澤 通雅	24,340	117	-		可決 99.52%
武田 邦彦	23,722	735	-		可決 96.99%
池貝 庄司	23,721	736	-		可決 96.99%

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

## (平成29年9月28日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成29年9月27日の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社アリーナ・エフエックスの保有株式全部を譲渡することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

## 1. 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

## (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社アリーナ・エフエックス  
住所 : 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号  
代表者の氏名 : 代表取締役 須澤 通雅  
資本金 : 2億22百万円(平成29年9月27日現在)  
事業の内容 : 外国為替証拠金取引業

## (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 3,820個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 86.6%

異動後 : - %

## (3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は、平成29年9月27日の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社アリーナ・エフエックスの保有株式全部を譲渡することを決議いたしました。当該株式譲渡の実行により、株式会社アリーナ・エフエックスは当社の特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日：平成29年9月28日

## 2. 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号に基づく報告）

## (1) 当該事象の発生年月日

平成29年9月28日

## (2) 当該事象の内容

当社は、平成29年9月27日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社アリーナ・エフエックスの保有株式全部を譲渡することを決議いたしました。当該株式譲渡の実行により、連結業績及び単体業績において、関係会社株式売却益（特別利益）を計上する見込みであります。

## (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、連結業績において78百万円、個別業績において75百万円の関係会社株式売却益（特別利益）を計上する見込みであります。

（平成29年11月6日提出の臨時報告書の訂正報告書）

## 1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成29年9月28日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の各規定に基づき、当社の特定子会社の株式譲渡に関する臨時報告書を提出しておりますが、未確定であった事項が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 訂正内容

訂正箇所には\_\_\_\_\_を付して表示しております。

（訂正前）

## 2. 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号に基づく報告）

## (2) 当該事象の内容

当社は、平成29年9月27日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社アリーナ・エフエックスの保有株式全部を譲渡することを決議いたしました。当該株式譲渡の実行により、連結業績及び単体業績において、関係会社株式売却益（特別利益）を計上する見込みであります。

## (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、連結業績において78百万円、個別業績において75百万円の関係会社株式売却益（特別利益）を計上する見込みであります。

（訂正後）

## 2. 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び19号に基づく報告）

## (2) 当該事象の内容

当社は、平成29年9月27日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社アリーナ・エフエックスの保有株式全部を譲渡することを決議いたしました。当該株式譲渡の実行により、連結業績及び単体業績において、関係会社株式売却益（特別利益）を計上いたしました。

## (3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、連結業績において55百万円、個別業績において75百万円の関係会社株式売却益（特別利益）を計上いたしました。

(平成30年2月5日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成30年2月5日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 銘柄 日本ラッド株式会社 第5回新株予約権

(2) 発行数 4,500個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株450,000株とし、下記(5)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、200円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(4) 発行価額の総額 542,250,000円

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,203円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

## (7) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成33年7月1日から平成37年3月31日までとする。

## (8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成33年3月期において当社の有価証券報告書に記載される経常利益が、600百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。

上記にかかわらず、平成31年3月期または平成32年3月期において、経常利益が200百万円を下回った場合、本新株予約権を行使することができない。

なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における経常利益を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

## (9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## (10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## (11) 新株予約権の取得の申込の勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役 2名 3,000個(300,000株)

当社の従業員 6名 1,500個(150,000株)

## (12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する

会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

## (13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

## (平成30年3月30日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成30年3月30日開催の取締役会において、Advantech Co., Ltd.への第三者割当による新株式の発行及び同社子会社への第三者割当による自己株式の処分(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決議しております。これにより主要株主の異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

- (1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称  
 主要株主となるもの Advantech Co., Ltd.

- (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	0個	0.00%
異動後	8,500個 (10,043個)	16.08% (19.00%)

- (注) 1. 異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成29年9月30日現在の総議決権の数(42,803個)に本第三者割当増資にてAdvantech Co., Ltd.が引き受けることとなった株式(850,000株)に係る議決権の数(8,500個)及び自己株式処分により増加する議決権の数(1,543個)を合計した(52,846個)を分母として計算しております。
2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。
3. ( )内はAdvantech Co., Ltd.の完全子会社であるAdvantech Corporate Investment Co., Ltd.の間接所有分を合算した数値を記載しております。

- (3) 当該異動の年月日  
 平成30年4月27日(本第三者割当増資の払込日)を予定

- (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数  
 資本金の額 772,830,000円  
 発行済株式総数 普通株式 4,505,390株

以 上

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 第46期	自平成28年4月1日 至平成29年3月31日	平成29年6月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 第47期第3四半期	自平成29年10月1日 至平成29年12月31日	平成30年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月9日

日本ラッド株式会社

取締役会 御中

## アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 法 木 右 近指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ラッド株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ラッド株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本ラッド株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、日本ラッド株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月9日

日本ラッド株式会社  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員 公認会計士 法 木 右 近  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ラッド株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ラッド株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

日本ラッド株式会社  
取締役会 御中

### アスカ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 福 島 正 己

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 石 渡 裕 一 朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本ラッド株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第47期事業年度の第3四半期会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本ラッド株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。  
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。